



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 JUN (Vol.97)

CONTENTS

海外拠点ニュース ジャパンベトナムフェスティバルの現場から	2
株式会社中国銀行国際部 ベトナムトレーニー	
新興国ニュース 第97回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい <第17回>	10
50年目の節目に感じたベトナムの「いま」 ～南部解放・南北統一50周年記念パレード～	
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑氏	
マレーシア：SST 範囲拡大・増税の延期	12
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
「柔軟化」か「不透明化」か オムニバス法後の労務管理リスクと企業対応の要点	14
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
MPFと「解雇補償金・長期服務金」の相殺廃止	16
香港マイツビジネスコンサルティング	
タイ法務関連最新情報アップデート	18
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
5月31日期限！中国の企業所得税確定申告を日本の制度との比較も含め、詳細解説！	20
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL: 086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

ジャパンベトナムフェスティバルの現場から

株式会社中国銀行国際部

ベトナムトレーニー 小野 佑希也

現在、ベトナムの市場は経済成長に伴い急速に発展しており、現地でも日本食品を目にする機会が増えています。当行のお客さまからも、ベトナムで自社商品を販売したいというご相談が多く寄せられています。

この度、当行ではお取引先の海外進出・販路開拓の支援として、初めて海外イベントで単独ブースを出展しました。2025年3月8日（土）・9日（日）にベトナムのホーチミン市で開催された「ジャパンベトナムフェスティバル（以下、JVF）」にて、商品サンプルの提供やマーケティング調査を行いました。

1. ジャパンベトナムフェスティバルの様子



JVFはベトナム最大級の日越交流イベントであり、今回が第10回目の開催となりました。ホーチミン市内の9月23日公園で行われ、ベトナム人を中心に2日間（両日：10時～20時）で延べ43万人が来場しました。

会場には、各種パフォーマンスを行うステージ、日本文化紹介エリア、訪日観光PRエリア、企業PRエリア（食品中心）、日越フードエリアなど合計100団体を超えるブースが出展されました。



【会場の様子】

2. 当行ブースでの活動

ベトナムでの販路開拓に関心のあるお取引先2社が出展されました。

- アシードビバレッジプラス株式会社さま
（福山東支店、酎ハイ・ノンアルコールワインなど飲料3商品）
- 株式会社MZOホールディングスさま
（姫路支店、どら焼き6種類・赤飯・サブレの食品3商品）

商品PRに加え、来場者向けに試飲・試食サンプルを提供し、①Google Form形式の調査票アンケート（携帯電話からQRコードを読み取り回答）と、②個別インタビューを組み合わせたマーケティング調査を行いました。これにより、来場者の属性、味・パッケージ・価格などへの反応を調べました。



【来場者へインタビュー調査の様子】



【ブース前での集合写真】



両日ともブースには多数の来場者が訪れ、2社ともに2日間で多くの回答を集めることができました（1社3商品合計で、①調査票は600以上、②個別インタビューは160以上）。2種類の調査方法を組み合わせることで、回答に深みが増し、今後の販売・商品開発戦略への活用が期待できます。

来場者からは「この商品はどこで売っているの？ベトナムで売っていたら是非購入したい！」などの声を多数いただき、ベトナムにおける日本食品への関心の高さを改めて実感しました。

連日30℃を超える炎天下でのイベントでしたが、お客さまやベトナム人スタッフ、当行行員が協力し、大盛況のもと終わることができました。お客さまと一緒に、現地の一般消費者の反応を直接知ることができた貴重な機会となりました。

今回の取組みがお客さまのベトナムでの販路開拓における一助となったのであれば、何よりです。

3. おわりに

今回は JVF での活動についてご紹介しました。本イベントに限らず、ベトナムでは日本への関心が非常に高まっていることを日々実感しています。今後も現地からリアルな情報をお届けすることで、ベトナムへご関心をもっていただくきっかけとなれば幸いです。

駐在員として、引き続き進出検討中・既進出のお客さまサポートをさせていただきます。ベトナムに関して何かお困りの際には、お気軽にご相談ください。

以上

BIDV FDI 部ジャパンデスクホーミチン

所在地：7th Floor, 24 Le Thanh Ton Street,
Ben Nghe Ward, District1, Ho Chi Minh
City, Vietnam

TEL：(+84) 28-3835-1780

FAX：(+84) 28-3830-7445

新興国ニュース

第 97 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、タイの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

~インド~

■2025 年度財政法改正に関して

はじめに

2025 年度財政法改正に伴い、企業の経営判断に影響を与える税務計画（タックスプランニング）について重要な変更点が導入されました。本レポートでは、企業の経営意思決定に関わる税務計画の主要ポイントを解説します。

経営判断における一般的な税務考慮事項

企業経営における税務計画では、以下の点を考慮する必要があります：

1. 控除可能な費用
2. 控除可能な年度
3. 控除が認められる範囲
4. 繰越可能な範囲

事業継続または閉鎖の意思決定

事業の閉鎖を検討する際の税務上の考慮点：

損失と減価償却費の処理

- 事業損失は繰越可能で、継続事業の利益と相殺できる
- 未使用減価償却費は全ての所得区分で相殺可能
- 無期限に繰越可能（事業継続の有無に関わらず）

譲渡資産の処理

- 減価償却資産の売却時：短期キャピタルゲイン/ロスの発生
- その他資産の売却時：長期/短期キャピタルゲイン/ロスの発生
- 株式保有の変更に関する規定（第 79 条）を考慮

資産管理に関する税務計画

資産の保持、交換、更新

- 交換費用は資本的支出として控除不可
- 修理・更新費用は状況により資本的支出または収益的支出として扱われる
- 通常の修理費用は控除可能（第 30 条、第 31 条）

所有かリースかの選択

- 借入による購入：元金返済+利息支払い（減価償却費と利息は税控除可能）
- リース：リース料（税控除可能）
- 両オプションの税引後キャッシュフローの現在価値を比較して選択

企業再編に関する税務計画

2025 年財政法改正における主要変更点

第 72A 条の改正（2026 年 4 月 1 日施行）：

- 2025 年 4 月 1 日以降に合併・事業再編が行われる場合、前身企業の累積損失は継承企業において、元の前身企業で最初に計算された評価年度から 8 年間を超えない期間に限り繰越可能

合併に関する税制優遇

- 合併企業からの繰越損失・未使用減価償却費の引継ぎ（8 年間）

- 特定条件下での科学研究費、電気通信ライセンス、自主退職制度費用などの未償却費用の引継ぎ
- 特別経済区域（SEZ）単位の譲渡に関する免税措置の継続

会社分割（デマージャー）に関する税制優遇

- 資産譲渡に関するキャピタルゲイン課税の免除
- 株主に対する優遇措置（新株の保有期間計算、取得費計算）
- 結果会社への未使用減価償却費や繰越損失の引継ぎ

結論

2025 年度財政法改正は、特に企業再編における損失繰越期間を 8 年間に制限するなど、重要な変更を導入しています。企業は税務ポジションを最適化するため、これらの変更点を考慮した経営判断が求められます。事業の継続・閉鎖、資産管理、拡大・縮小といった重要な意思決定においては、改正された税制の影響を詳細に分析することが重要です。

■ISD 登録の義務化について

概要

インドは 2025 年 4 月 1 日より、GST（物品サービス税）規制の大幅な改正を実施し、Input Service Distributor (ISD) メカニズムを義務化します。この制度は、単一拠点で利用される共有サービスに対する税金の適切な分配を確保し、州政府が正確な税額を徴収できるようにするものです。

改正の目的

この新規制の主な目的は、企業の複数の支店や拠点間でのインプット税額控除（ITC）の配分を改善することです。ITC 配分を一元化することにより、透明性の向上、統一的なコンプライアンス、効率的な税額控除管理を実現します。この変更により、税金配分の不一致を防ぎ、GST 制度内の説明責任を強化することが期待されています。

適用対象

ISD 登録の義務化は以下に適用されます：

- 同一 PAN（恒久口座番号）下で複数の GSTIN（GST 識別番号）を持つ企業
- 共通インプットサービスの請求書を受け取る事業体
- 集中化されたサービスコストを持つ企業
- サービスベースの組織

企業への影響

企業は ITC の円滑な分配とコンプライアンスを確保するため、税務管理システムを新要件に適合させる必要があります。主な対応として：

1. 共通インプットサービスの請求書を受け取る事業体の ISD 登録取得
2. 各支店の売上高に基づいて ITC を比例配分するシステムの確立
3. ISD 申告書（GSTR-6 様式）の期限内提出

未登録の場合の影響

2025 年 4 月 1 日以降、対象企業が ISD として登録しない場合、以下のような深刻な問題に直面する可能性があります：



- 罰金、利子負担、ITC 配分の混乱
- GST 監査と税務当局による精査のリスク増大
- 最大 10,000 インドルピー（約 117 米ドル）または ITC 額のいずれか高い方の罰金
- ITC 請求の取消しによるキャッシュフローへの悪影響
- 不適切な ITC 請求に関する税務通知
- 複数拠点間の税額控除配分の困難さ

ISD 登録プロセス

ISD は複数の支店で使用されるインプットサービスの請求書を収集し、ITC を適切に配分する責任を持つ GST 登録事業体です。登録プロセスは以下の手順で行われます：

1. GST 公式ポータル
(<https://reg.gst.gov.in/registration/>) にアクセス
2. GST REG-01 様式に記入（シリアル No.14 で ISD ステータスを選択）
3. 一時的参照番号（TRN）の取得と確認
4. GST REG-01 申請書の完成
5. 税務当局による承認
6. ISD GSTIN の取得
7. ITC 配分の開始

コンプライアンス要件

ISD 制度の下では、税額控除の配分は厳格なガイドラインに従う必要があります：

- 当該月に利用可能な控除を超える ITC 配分は禁止
- 翌月 13 日までに GSTR-6 様式の提出

- 受領支店は GSTR-6A 様式で配分された控除を確認し、月次 GSTR-3B 申告で請求

利点として、ISD 登録事業体は年次 GSTR-9 申告書の提出が免除され、コンプライアンス負担が軽減されます。

ベストプラクティス

義務的 ISD フレームワークに適合するため、企業は以下の効果的なコンプライアンス戦略を実施すべきです：

- インプットサービス取引の包括的レビュー
- ITC 追跡と配分を自動化するための ERP および会計システムのアップグレード
- GST 担当者のトレーニング
- GSTR-6 申告書の期限内提出
- 定期的な内部監査の実施

■CSR 不履行に対する罰則と企業の支出状況（2019～2024 年）

インド企業省は、2013 年会社法に基づく CSR（企業の社会的責任）規定に違反した企業に対して科された罰則の詳細を公表しました。会社法第 135 条により、一定の財務基準（純資産 500 億ルピー以上、または売上高 1000 億ルピー以上、または純利益 5 億ルピー以上）を満たす企業には、直近 3 年間の平均純利益の少なくとも 2% を CSR 活動に充当することが義務付けられています。CSR 活動の内容は、年次報告書とともに MCA21 レジストリに開示する必要があり、一般公開されています。

2019 年から 2024 年にかけて、Advance Steel Tubes、Toyota Tsusho Systems India、Wipro Pari など複数の企業が CSR 規定の不履行により処罰を受けました（全 25 社）。CSR 活動は企業の取締役会および財務責任者の監督下で実施されるべきであり、未使用資金がある場合には、2021-22 年以降、監査報告書に明記することが義務づけられています（CARO 2020）。ただし、未使用資金が指定口座に移管されたかについては、政府は追跡していません。

2018-2023 年の CSR 支出に関しては、以下のように政府指定基金への寄付が多く見られました。たとえば、Clean Ganga Fund への寄付は 2018-19 年度に 8.11 億ルピー、2021-22 年度には 55.41 億ルピーに急増しました。また、「首相国家救援基金（PMNRF）」への支出は 2020-21 年度に最も多く、1698.38 億ルピーに達しています。「Swachh Bharat Kosh（清潔なインド基金）」への支出も、2020-21 年度に 161.35 億ルピーとなりました。

企業省は、CSR 活動に関する具体的な使途について指示は出しておらず、各企業が自社の方針に基づき対象事業を選定することになっています。さらに、企業のウェブサイトでは CSR 委員会の構成や CSR 方針、プロジェクトの情報開示が義務づけられています。

CSR 違反は 2021 年 1 月 22 日より民事違反として扱われるようになり、違反が報告され次第、記録確認と法的手続きを経て関係者に対し措置が講じられます。

■インドの最低賃金に関する最新レポート - 2025 年 4 月

インドでは外国企業が最低賃金を理解・計算することは依然として難しい課題です。各州で異なる

最低賃金制度は地域、業種、スキルレベル、仕事の性質など複数の基準で分類されており、2025 年現在もその複雑さは継続しています。

最新の最低賃金動向（2025 年）

2021 年に比べてインドの平均最低賃金は上昇傾向にあります。依然として東南アジア諸国と比較すると競争力のある低水準を維持しています。インドの全国レベルでの最低日給は約 178 ルピー（約 2.13 米ドル）で、月額では約 5,340 ルピー（約 64 米ドル）程度です。

2024 年 10 月から適用された中央政府による非組織部門労働者の最低賃金は以下の通りです：

- 非熟練労働者：日給 783 ルピー、月給 20,358 ルピー
- 半熟練労働者：日給 868 ルピー、月給 22,568 ルピー
- 熟練労働者：日給 954 ルピー、月給 24,804 ルピー
- 高度熟練労働者：日給 1,035 ルピー、月給 26,910 ルピー

地域差と最新の改定情報

州ごとの最低賃金格差は依然として顕著です。2025 年 4 月現在、デリーでは非熟練労働者の月給が 18,066 ルピー、半熟練労働者は 19,929 ルピー、熟練労働者は 21,917 ルピーとなっています。これは 2023 年と比較して約 3%の上昇です。

メガラヤ州では 2025 年 1 月から新しい最低賃金が適用され、非熟練労働者の日給が 525 ルピー（約 6.04 米ドル）、半熟練は 565 ルピー（約 6.50 米ドル）、熟練は 605 ルピー（約 6.96 米ドル）、高度熟練は 645 ルピー（約 7.42 米ドル）に引き上げられました。さらに同州では女性従業員の夜勤を

許可する新規定も設けられ、約 8 万～8 万 5 千人の建設労働者の福利厚生も強化されています。

法的枠組みと遵守の重要性

2025 年現在、「2019 年賃金法典」は段階的に施行されつつあり、従来の 4 つの労働法に取って代わる過程にあります。この法律の違反に対する最大の罰則は 3 ヶ月の禁固刑および/または最大 10 万ルピーの罰金となっています。

査察官（インスペクター・カム・ファシリテーター）が企業の法令遵守を確認するための査察を実施することが可能になり、特に外国投資を受けている企業や労働争議が発生した企業に対しては査察がより厳格になることが予想されます。

インドの労働市場の成長

インドの労働市場規模は 2025 年時点で約 5 億人に迫り、若年層の増加により 2030 年までに労働年齢人口は 10 億人を超えると予測されています。この人口動態の変化はインドのサービス・製造業の競争力を一層強化し、若年層の購買力増加による消費拡大を促進すると期待されています。

外国企業がインドで事業を行う際は、雇用コストの評価や他の債務について現地の専門家のアドバイスを求めることが極めて重要です。労働法の遵守に失敗すると、労働争議や評判の低下、財務的損失などのリスクが高まります。

～タイ～

■米国による報復関税 タイ政府は対応策を表明

米国政府は、2025 年 4 月 3 日、すべての国からの輸入品に一律 10%の関税を課すと発表。加えて、対米貿易黒字が大きく、不公正な貿易慣行があると見なされる国に対しては、報復措置として追加関税を導入する方針も明らかにしました。

この発表を受け、タイ政府は同日中に公式声明を公表し、米国による関税措置に対し、深い懸念を表明しました。タイからの輸出品に対する総関税率は 36%に達する見込みで、新税率は 4 月 9 日より適用されます。

タイ政府は、米国市場への依存度が高い輸業者への影響を軽減すべく、緊急支援策の準備を進めているとし、企業に対しては新規市場の開拓を促し、輸出先の多様化を図るよう呼びかけています。

ピチャイ・ナリプタパン商務大臣は、米国の決定に驚きを隠せないものの、タイとしては建設的な対話の用意があることを強調。ウティクライ・リーウィーラパン商務事務次官は、米国との交渉において、以下の 3 点を優先事項として掲げています：

米国以外からの農産品（例：トウモロコシ、大豆）に対する関税の見直し

米国産品の新たな輸入拡大

米国製品に対する非関税障壁の緩和

また中国政府が本追加関税に対抗し、アメリカからの輸入品に 84%の追加関税を課す措置を発動するなど、米中の貿易摩擦の激化が世界経済に

深刻な影響を与えることへの懸念が強まっています。

タイ政府は、経済への影響を最小限に抑え、両国間の貿易の安定化を目指し、米国との協議の機会を早期に持つことを希望しています。

■ピックアップトラック購入時の融資保証制度を開始

タイ財務省とタイ信用保証公社（TCG）は3月21日、国内の自動車産業を支援する目的で、新たにピックアップトラック購入時の融資保証プログラムを開始すると発表しました。

この制度は、農業・建設業などの中小企業向けに商用ピックアップトラック（新車）の購入を支援するもので、1台あたり最大150万バーツ（約675万円）の融資保証が受けられます。保証期間は最大7年間または84回払いで、保証料は初年度から3年目までは政府が負担し、4年目以降は借り手が年1.5%を負担します。申請は2025年4月1日から12月30日まで受け付け予定です。

保証予算は第1フェーズで50億バーツが用意されており、最大210億バーツの経済効果が見込まれています。この制度によって、約6,250社の中小企業や、2,500社の自動車部品メーカーが恩恵を受けると期待されています。

なお、パオプーム財務副大臣は、予算が使い切られた場合には第2フェーズとして追加予算を検討する方針を示しています。

一方、2025年2月の自動車生産台数は前年同月比13.6%減の11万5,487台となり、自動車業界の低迷が続いています。

このような状況を受け、今回の保証プログラムは、自動車産業の活性化と中小企業の資金調達支援を両立する重要な施策として注目されています。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界20か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30か国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載。（URL <http://wiki-investment.com/>）

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい <第 17 回> 50 年目の節目に感じたベトナムの「いま」 ～南部解放・南北統一 50 周年記念パレード～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本真佑

6 月に入り、ハノイは本格的な雨季に入りました。スコールの合間に広がる青空と、緑が一段と濃くなる街並み。湿気はあるものの、どこか活気を感じるのがこの季節の特徴です。

そんな街のにぎわいを見ていると、先日体験したホーチミンの熱気を思い出しました。

それは、2025 年 4 月 30 日にホーチミン市で行われた「南部解放・南北統一 50 周年記念パレード」。

今回は、このパレードの様子をご紹介しますと思います。



今から 50 年前、1975 年のこの日にベトナム戦争が終結し、南北が一つになりました。

この歴史的な日をベトナムでは「南部解放記念日」として、毎年祝日に定められています。

今年は、統一から 50 年の節目を迎える重要な年。全国的にも大きな注目が集まりました。

当日は、朝早くから統一会堂の周りは人・人・人。

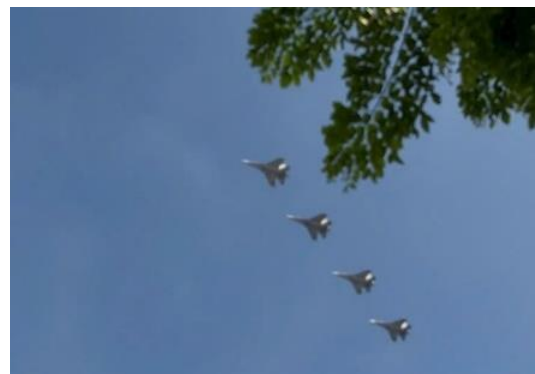
ベトナム国旗を持った市民があふれ、まるで街全体がひとつの大きなお祭り会場のような熱気につつまれていました。

パレードには軍隊、警察、消防、医療関係者、学生など、さまざまな団体が参加し、行進の規模はなんと約 13,000 人。

空では、ヘリコプターや戦闘機が国旗や党旗を掲げて飛び、歓声があがるたびに、私もつられて胸が熱くなりました。



驚いたのは、その一体感。小さな子どもからお年寄りまでが笑顔で沿道を埋め尽くし、自分の国の歴史を大事にしていることが伝わる場面がたくさんありました。



夜にはドローンによる光のショーや花火もあった、まさに「記念すべき一日」をみんなで分かち合う空気に包まれていました。



ベトナムに来てまだ数年ですが、こうした節目の行事を実際に現地で体験すると、この国の持つエネルギーや成長への意欲を肌で感じることができます。戦争という苦しい歴史を乗り越えてきたからこそ、今を大切に、未来に向かって進もうという強い意志があるのでしょう。



今回のパレードでは、ラオスやカンボジアなど周辺国からの来賓も多く、国際的なつながりも印象的でした。グローバル化が進む今、ベトナムもその一端を担っていることを感じました。



これからも、そんなベトナムの変化と成長を間近で見ながら、自分の仕事にも前向きに取り組んでいきたいと思います。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung,
HaNoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえます。

マレーシア：SST 範囲拡大・増税の延期

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- SST 範囲拡大・増税の延期
- 来月を予定

<SST のおさらい>

N 子：加藤さん。今回は、バジェット 2025 に絡んで、私の方からお伺いしたいことがあるのですが。。

加藤：どうぞ、どうぞ！

N 子：ありがとうございます。SST のお話なんです。

加藤：ああ、最近またニュースが出ましたね。

N 子：はい。例の SST の課税範囲が広がり、一部増税されるっていう話なんですけど、延期されるそうですね。

加藤：そうですね。各方面から反発が強いんですね。

N 子：その様ですね。景気悪化の懸念も背景にあるようですね。

加藤：そうなんです。

N 子：はい。では復習も兼ねて、具体的に教えてくださいか？

加藤：はい。そもそも SST という言葉の問題ですが、2 つの別の法律をまとめて呼ぶ呼称なので、個人的にはあまり好きではありません。もともと、マハティールさんが返り咲いた際、「GST は廃止する。それに代えて SST を導入する。」と言って選挙を戦った事によるものだと思います。

N 子：なるほど。2 つの別の法律なんです。

加藤：そうです。セールスタックスの S とサービススタックスの S、2 つの別の税金を合わせた呼び名です。

N 子：なるほど。

加藤：セールスタックスは、マレーシアで製造された課税対象品および輸入品に、原則 10% の税率が課されるものです。商品の種類に応じて、5 % の軽減税率や免税、その他税率のものもあります。

N 子：食料など特定の必需品は免税ですね。

加藤：その通り。次にサービススタックスは、特定のサービスに対して原則 6% 又は 8% で課税される税金で、特定の輸入サービスやデジタルサービスを含みます。

N 子：はい。

<SST 範囲拡大>

加藤：バジェット 2025 において提案された内容は、

- ① 輸入高級品など、必需品ではない品目に対する売上税の税率を上げる。
- ② サービス税の対象範囲が拡大され、企業間の商業サービス取引（B2B）など新たなサービスも含まれるようになります

N 子：なるほど。サービス税って、もともと B2B にはかかってなかったんですか？

加藤：いいえ。例えば、弊社のクライアントさんに対するご請求には、サービススタックスもチャージさせて頂いてますし、他社さんも同じです。

N 子：ですよね。

加藤：はい。なので具体的に何を言ってるのかが分からないですよね。唯一、予算発表の際に出した例が、手数料を請求する金融サービスというもので、どれだけの広がりがあるのか、良く分かりません。

N 子：なるほど。2024 年 3 月にも、物流、修理、メンテなどが追加され、範囲拡大したばかりですね。

加藤：そうなんです。増税を上げたいんでしょう。

N 子：なるほど。

加藤：政府は、バランスをとる措置を提供するとともに、課税範囲と適用税率を最終決定するために、業界との協議を行い、当初 2025 年 5 月 1 日施

行を目指していましたが、この度のメディア報道によれば、財務省報道官が、本件を来月に延期すると発表したとのことでした。

N子：なるほど。

加藤：現在、財務省は課税範囲および適用税率の最終調整を行っています。

N子：はい。

加藤：円滑な導入を図るため、ガイドラインが最終調整完了後に発行される予定です。

N子：はい。良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

「柔軟化」か「不透明化」か オムニバス法後の労務管理リスクと企業対応の要点

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

榮 颯馬氏

インドネシアでは、2020年に制定されたオムニバス法（Job Creation Law）を契機に、労働関連法制の大幅な見直しが行われました。特に解雇手当の算定基準や有期雇用契約（PKWT）のルールが変更され、企業実務に大きな影響を与えています。本稿では、オムニバス法およびその後の政令（Government Regulation No. 35/2021）に基づく最新の実務上のポイントを、日系企業の視点から整理します。

解雇金額の見直し：従来制度との違い

オムニバス法の導入以前、解雇時に企業が負担すべき金額は非常に高額で、インドネシアが「世界で最も解雇コストが高い国」とも評されていました。旧労働法（法第13号／2003年）においては、解雇手当（Uang Pesangon）、勤続報奨金（Uang Penghargaan Masa Kerja）、補償金（Uang Penggantian Hak）を含めて最大で32か月分にも及ぶ場合があり、企業の柔軟な人員配置を妨げる要因となっていました。

しかし、オムニバス法の施行後、以下のように大幅な見直しが行われました。

区分	従来（最大）	オムニバス法後（最大）
解雇手当	最大9ヶ月分	最大8ヶ月分
勤続報奨金	最大10ヶ月分	最大10ヶ月分（変更なし）
補償金	最大13ヶ月分	最大1ヶ月分程度（内容限定）

また、従来はすべての解雇理由において一律に手当が支払われていましたが、現在では解雇理由に応じて支払額が異なります。たとえば、重大な違反行為（横領・無断欠勤など）による解雇であれば支給ゼロとなる場合もあります。一方、事業縮小や経営不振による合理的解雇でも、政府は一部手当の支給を求めている、事前の整理解雇手続や労使協議が実務上の焦点になります。

有期契約（PKWT）の取り扱いと延長制限の撤廃
オムニバス法により、有期雇用契約の運用にも大きな柔軟性が加えられました。

旧法では、PKWTは最長2年+1年（延長1回のみ）とされていましたが、オムニバス法によりこの制限が撤廃され、業種や職種に応じて政府規定（GR35/2021）に従って定めることが可能となりました。現行のポイントは以下の通りです。

- ・ PKWTの最長期間：最大5年まで（契約更新も含めて）
- ・ 契約形態の柔軟化：成果ベース契約や期間外契約（プロジェクト終了時まで等）も合法化
- ・ PKWT終了時の補償金：勤務期間1年以上の従業員に対し、1か月分の給与を上限とする補償金（Uang Kompensasi）を企業が支払う義務

これにより、従来は正社員化（PKWTT）を前提にしていた職種でも、有期契約での長期雇用が可能となりました。ただし、補償金制度の導入により「有期＝安価な労働力」という構図はやや修正されつつあります。

実務上の注意点と日系企業への提言

1. 契約文書と規程の整備

PKWT や解雇に関する新しいルールに基づき、雇用契約書や就業規則 (Peraturan Perusahaan) を見直すことが必須です。とくに、補償金や契約満了の条件については契約書に明示しないと、後の紛争の原因となります。

2. 労働省報告と手続

PKWT の締結や更新には、インドネシア労働省へのオンライン報告 (Sistem SIAPKerja) も義務付けられており、これを怠ると契約が無効 (PKWTT 扱い) となる可能性があるため、注意が必要です。

3. 解雇時の合意書 (Mutual Agreement) 活用
合理的な理由による解雇であっても、裁判・労働紛争を避けるために「相互合意による終了」形式が多く企業の採用されています。Mutual Termination Letter の雛形を整備しておくことが実務では重要です。

さいごに

オムニバス法はインドネシアにおける投資環境改善を目的とした改革ですが、労働者保護と企業の柔軟性のバランスを巡る調整は今後も続くと予想されます。日系企業としては、制度変更の背景や実務ポイントを正確に理解し、自社の雇用戦略やコンプライアンス体制の見直しに役立てる必要があります。

我々のような現地の労務専門家や法律事務所と連携しながら、柔軟かつ合法的な人事運用を行うことが、これからのインドネシアビジネスにおける鍵となるでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

E メール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

MPF と「解雇補償金・長期服務金」の相殺廃止

香港マイツビジネスコンサルティング

5月1日は労働節（メーデー）、そして5月5日は佛誕（ブッタの誕生日）で香港は祝日続きです。中国本土もゴールデンウィークに入るところが多く、5月1日から5日まで香港出入境者数は約571万人に上ると予想されています。

さて、5月1日よりMPFの制度に新たな変化があります。これまで香港では、年金制度「強制積立年金制度/Mandatory Provident Fund/略称MPF」の積み立て分から従業員の退職時に雇用主が支払う退職金「解雇補償金/Severance Payment/略称SP」や「長期服務金/Long Service Payment/略称LSP」を差し引く「相殺」が可能でした。このMPF相殺制度が廃止となる新制度が2025年5月1日より施行されます。

香港の年金制度であるMPFは、雇用主と従業員がそれぞれ毎月給与の5%の金額（上限1500香港ドル）を拠出し、従業員の老後資金として積み立て、運用していく制度です。月給が7,100香港ドル未満の場合は従業員側の積み立ては免除で雇用主分のみを積み立てます。加入対象者は18歳以上65歳未満の香港で雇用されている全ての従業員で、外国人労働者も含まれます。免除対象は雇用期間が60日未満の人、日本で厚生年金に加入している駐在員のように自国の年金制度に加入している外国人従業員、香港での就労ビザ期限が13か月未満の外国人従業員、MPF免除申請を受理された旧年金制度（任意で企業が提供するOccupational Retirement Scheme Ordinance/略称ORSO）に加入している従業員、公務員など別の年金等の対象となる人、それからライセンスのある自営業者などです。また例え駐在員であっても香港永住権を取得した場合は免除対象から外れ、MPFに加入す

る義務が発生します。そしてMPFへの拠出金は税制メリットがあり、雇用主は拠出金を経費として計上でき、従業員側も課税所得から控除可能で年間最大18,000香港ドル（1500香港ドル×12か月）までの拠出金が税控除の対象となります。

従業員に対して雇用主が拠出した部分は、これまで退職金（SP・LSP）の支払いに充当する「相殺」が認められていました。計算方法は「月給給与（上限22,500香港ドル）×3分の2×勤続年数」で受給可能な最高限度額が39万香港ドルで、相殺は義務ではありませんでしたが大半の雇用主は利用していたため実際は差額を一時金で支払うのみで給付義務が果たせました。新制度に変わると従業員側のメリットは大きくなり、雇用主の資金負担が増えます。2025年4月30日までに従業員の解雇が増えるのを防ぐため、また雇用主が円滑に新制度へ移行できるよう、香港政府は雇用主に対して25年間の補助金制度を設けています。補助金は、移行日である2025年5月1日以降の期間の退職金を対象とし、それ以降の1～3年目は50%（上限3,000香港ドル）を支給、その後25年間にわたって段階的に減額していき26年目に補助金が終了します。また2025年5月1日以降の積み立て分からの相殺はできませんが、2025年4月30日までに拠出した積み立て分は、従来通り相殺が可能です。退職金の支給に関して自己都合による退職は対象となりません。SPは2年以上、LSPは5年以上継続して勤務した従業員を雇用主の都合により解雇する場合に支給します。またSPとLSPの支給はいずれかで、重複して支給しません。

また定年退職においても会社都合の解雇と見なされるためSPかLSPの支払い対象となります。香港の法律で定年の年齢は定められていませんが、各会社の社内規程によって定年退職の年齢が定められており、その年齢に達した従業員を雇用主が雇用解除する場合において支払われます。もし定

年に関する規定がない場合は、65 歳以上の従業員が退職する場合に支払い対象となります。

MPF は定年後の年金を積み立てることを目的としていますが、香港で働く外国人の中には自国への帰国などの理由で定年まで香港で働かない場合があります、受給開始する 65 歳より前に途中解約して残高を受け取ることができます。途中解約は一度のみと定められていますので、その後再び香港に戻って就業した場合は MPF に新たに加入し直しても、その分は途中解約できません。日本人の場合は帰国のため 65 歳を待たずに MPF を解約し残高を引き出す方が多いと思いますが、途中解約せずにそれまで積み立てた金額を運用しながら継続することも可能です。また帰国して数年経ってから解約することも可能です。

MPF の引き出し要件は下記のいずれかに該当することです。

- 65 歳になった人
- 60～64 歳の早期退職した人
- 香港を永久に出国する人（帰国、第三国への移住など）
- 病気や怪我によって就業不能となった人
- 末期の病気により 12 カ月以下の余命宣告を受けた人
- 過去 1 年間に拠出がなく、残高合計が HKD5,000 未満で就業予定がない人
- 死亡した場合（本人ではなく遺族に分配）

MPF は 2024 年 6 月から「eMPF/積金易」というデジタルプラットフォームのサービスがスタートしました。これにより MPF プロバイダーでの積立/残高管理が、積金局(MPFA)のサイトで一括管理できるようになり MPF 関連の情報は一つのシステムに集約され、電子ベースで事務作業ができるようになりました。システムには MPF に加入

している雇用主と従業員が登録し、残高や投資スキームの管理ができるようになっています。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

タイ法務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイの法務関連についての情報をお届けいたします。

■ 2025 年の労働法改正

タイの経済状況と労働市場の変化に対応するため労働法が改正されました。今回の改正では、従業員の福利厚生の実現が図られています。主要な変更点は、最低賃金の引き上げとプラットフォーム経済^{*1}における労働者保護です。

1. 最低賃金の引き上げ

労働省第 13 号賃金委員会の告示^{*2} より、新たな最低賃金が定められました。各地域の生活費に合わせた調整となっており、バンコク県およびその周辺地域では日給 372 バーツに引き上げられ、チョンブリー県においては日給 400 バーツに改定されました。使用者は定められた最低賃金を遵守する義務があり、最低賃金以下での雇用は、労働者保護法第 90 条に基づき禁止されています。

2. プラットフォーム経済における労働者保護

フードデリバリーの配達員やフリーランスワーカーなどは、最低賃金が保障されず、収入が不安定であったり、福利厚生や社会保障を受けられず、労働中の事故なども自己責任とされることがあります。このような労働者は、労働法上「雇用者」として定義されていないため、労働保護法に基づく権利や利益を享受することができません。そのため、プラットフォームワーカーがより公正な扱いを受けるため、政府は以下の措置を講じるよう、強く促しました。

- ・ プラットフォームワーカーに対し、健康保険や退職金積立など、社会保険制度への加入を保障すること
- ・ プラットフォーム関連企業に対し、傷害保険への加入や安全基準の確立など、基本的な福利厚生の整備を義務付けること
- ・ 労働者搾取防止のため、適切な報酬を設定し、公正な雇用管理対策を行うこと

これらの措置は、雇用主にとってはコスト増加を伴うものの、新たな基準を設けることで労働者の生活の質を向上させ、より公正な労働環境を実現するための重要な一歩と言えるでしょう。企業および労働者は、新たな規制に対応できるよう、新しい労働法を十分に理解することが求められます。

^{*1}: プラットフォーム経済 (Platform Economy) とはデジタルプラットフォーム上で経済活動を行うことです。インターネットやスマホアプリ等を通じ、仕事を請け負う働き方などもあり、Grab, LINE man などが該当します。

^{*2}: 労働省は最低賃金の引き上げについての第 13 号告示を発表し、2025 年 1 月 1 日から施行されています。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて
設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向
けに進出前のご相談対応から、進出手続代
行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次
法定監査までワンストップでサービス提供
しており、在タイ日系企業向けコンサルティ
ング会社としては最大規模で運営しており
ます。

－お問い合わせ先－

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit
25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua,
Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

5月31日期限！

中国の企業所得税確定申告を日本の制度との比較も含め、詳細解説！

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

毎年4月から6月に掛けて、各種の年度業務（年度監査、企業所得税確定申告、個人所得税確定申告（必要のある場合）、工商公示及び連合年検等）や、決算承認等に対応中の現地法人/日本本社も多いかと思います。毎年マイツグループでは、各種ニューズレターにて当該に年度業務を各方面から解説しており、今年もすでに華南、大連、JPマイツ通信にて関連情報を提供済みです。過年度情報も含め、よろしければご参照くださいⁱ。

本稿では、企業所得税確定申告の制度及び税額の算出方法についての理解を深めるべく、日本の法人税確定申告の制度と比較しつつ解説します。

1. 企業所得税確定申告 VS 法人税確定申告の枠組み

中国の企業所得税確定申告と日本の法人税確定申告の主要な枠組みは下表の通りです。

	中国の企業所得税 確定申告 ⁱⁱ	日本の法人税 確定申告 ⁱⁱⁱ
課税年度 (課税対象期間)	1月1日~12月31日 (企業所得税法 ^{iv} により 上記のみ)	事業年度 (1年間を超えない時は 当該期間)
申告期限	納税年度の終了後 5ヵ月（延長不可）	事業年度終了日の 翌日から2ヵ月 (但し特例申請により 1ヵ月申告延長可)
予定納税／ 中間申告の期限	原則、四半期末の 翌月15日	事業年度 6ヵ月経過後2ヵ月
繰越欠損金の 補填期間 (控除限度額)	5年 (期間内であれば全額)	10年 (青色申告法人且つ 中小法人等:同左、同 法人等以外の法人: 50%)

尚、確定申告とは直結しないものの、中国では無申告・過少申告や虚偽申告等に対し、以下の通り延滞利率や罰金のペナルティが重く、さらに延滞利率の計算期間も日本とは異なり制限がない等、要注意です^v。

延滞利率:一日あたり0.05% (年率18.25%)

■ 罰金: 要納税額の50%~5倍 (500%)

2. 企業所得税の確定申告表及び課税計算方法

次に、企業所得税の確定申告表^{vi}について説明します。確定申告表の各項目は巻末表の通りですが、納税者は、納税者基礎情報表(A000000)と納税申告主表(A100000)の提出が必須です。加えて、該当する納税項目に従って、各種の明細表等（法人税申告書の各種別表に相当）を添付、申告します。

上述/次頁表の納税申告主表(A100000)は、法人税“別表1「各事業年度の所得に係る申告書」”に、また納税調整項目明細表(A105000)^{vii}は法人税の“別表4「所得の金額の計算に関する明細書」”に相当^{viii}しますので、本稿では当該二表を例に挙げて企業所得税の課税所得の計算方法を説明します。

納税申告主表 (A100000)		
行数	類別	金額
1	利潤 総額 計算	一、营业收入 (填写A101010/101020/103000)
2		減: 营业成本 (填写A102010/102020/103000)
3		減: 税金及附加
4		減: 销售费用 (填写A104000)
5		減: 管理费用 (填写A104000)
6		減: 研发费用 (填写A104000)
7		減: 财务费用 (填写A104000)
8		加: 其他收益
9		加: 投资收益 (损失以“-”号填列)
10		加: 净敞口套期收益 (损失以“-”号填列)
11		加: 公允价值变动收益 (损失以“-”号填列)
12		加: 信用减值损失 (损失以“-”号填列)
13		加: 资产减值损失 (损失以“-”号填列)
14		加: 资产处置收益 (损失以“-”号填列)
15		二、营业利润 (亏损以“-”号填列)
16	应 纳 税 所 得 額 計 算	加: 营业外收入 (填写A101010/101020/103000)
17		減: 营业外支出 (填写A102010/102020/103000)
18		三、利润总额 (15+16-17)
19		減: 境外所得 (填写A108010)
20		加: 纳税调整增加额 (填写A105000)
21		減: 纳税调整减少额 (填写A105000)
22		減: 免税、减计收入及加计扣除 (22.1+22.2+...)
22.1		(填写优惠事项名称)
22.2		(填写优惠事项名称)
23		加: 境外应税所得抵减境内亏损 (填写A108000)
24		四、纳税调整后所得 (18-19+20-21-22+23)
25		減: 所得减免 (填写A107020)
26		減: 弥补以前年度亏损 (填写A106000)
27		減: 抵扣应纳税所得额 (填写A107030)
28	应 纳 税 額 計 算	五、应纳税所得额 (24-25-26-27)
29		税率 (25%)
30		六、应纳税所得税额 (28×29)
31		減: 减免所得税额 (31.1+31.2+...)
31.1		(填写优惠事项名称)
31.2		(填写优惠事项名称)
32		減: 抵免所得税额 (填写A107050)
33		七、应纳税额 (30-31-32)
34		加: 境外所得应纳税所得税额 (填写A108000)
35		減: 境外所得抵免所得税额 (填写A108000)
36		八、实际应纳税所得税额 (33+34-35)
37		減: 本年累计预缴所得税额
38		九、本年应补(退)所得税额 (36-37)
39		其中: 总机构分摊本年应补(退)所得税额 (填写A109000)
40	实 际 应 补 (退) 稅 額 計 算	財政集中分配本年应补(退)所得税额 (填写A109000)
41		总机构主体生产经营部门分摊本年应补(退)所得税额 (填写A109000)
42		減: 民族自治地区企业所得税地方分享部分: (□ 免征 □ 减征: 减征幅度 %)
43		減: 稽查查补(退)所得税额
44		減: 特别纳税调整补(退)所得税额
45		十、本年实际应补(退)所得税额 (38-42-43-44)

(1) 納税申告主表 (A100000)

同表は当該年度の納税/還付税額及び申告内容を総括的に示しています。

行番号順に、①利益総額 (1~18) ⇒ ②課税所得額 (19~28) ⇒ ③課税納税額 (29~36) ⇒ 納付 (還付) 税額 (37~45) を算出します。すなわち、①会計上の利益を、次に②税務上の加算・減算調整をして課税所得を、最後に③適用税率を乗じた納税額に当該年度の予納税額の控除や外国税額控除等の税額調整を行い納付/還付税額を算出するため、枠組み的には日本と特段の差異はありません。

(2) 納税調整項目明細表 (A105000)

納税調整項目明細表は、日本の別表 4 に相当します。別表 4 は当期純利益から加算 (益金

算入・損金不算入・減算 (益金不算入・損金算入) 調整された仮計に更に調整を加えて、所得/欠損金額を算出します。

一方、中国の同明細表は“1 収入類調整項目”、“2 控除類調整項目”、“3 資産類調整項目”、“4 特殊事項調整項目”、“5 特別納税調整課税所得”、“6 その他”の区分ごとに計算し、調整増加額/調整減少額が算出されますので、両表共にどのような税務調整を行ったかが一覧できる、との重要性は同じです。以下に、納税調整項目明細表 (A105000) に記載すべき代表的な調整項目を列挙します^{ix}。

【収入類調整項目】

- ✓ **みなし販売収入**: 非貨幣性の資産交換や寄付等の収入。公正価値により課税所得を認識し、A105010 にも記載。
- ✓ **不徴税収入**: 財政支援金等の“不徴税収入”は、課税収入から控除し、A105040 にも記載。

【控除類調整項目】

- ✓ **罰金、納税延滞利息**: 全額損金不算入。
- ✓ **従業員福利費支出**: 賃金給与総額の 14%を越える部分は損金不算入。
- 従業員教育経費支出**: 賃金給与総額の 2.5% (超過部分を以後の納税年度に繰越控除可能) との損金算入限度額を超過すれば損金不算入であり、A105050 にも記載。
- ✓ **交際費**: 発生額の 60% 若しくは当年度の売上 (営業) 収入の 0.5% (の低い方) との損金限度額を超過すれば、損金不算入。
- ✓ **広告宣伝費**: 原則、当年度の売上 (営業) 収入の 15% (超過部分は以後の納税年度に繰越控除可能) との損金算入限度額を超過すれば、損金不算入であり、A105060 にも記載。

また、【資産類調整項目】の例として、加速償却や一時償却など税務上と会計上の差異がある固定資産の損金（の優遇）処理や、未承認の減損引当金支出（損金処理不可）等の税務調整が該当します。

尚、中国の税法上でも罰金等は損金不算入などの日本と原則的に同様の取扱いがある一方で例えば、交際費や広告宣伝費の損金計上の可否や限度額（及び限度額の有無）等の差異も見られます。また上記以外にも、中国では法人間の管理費用は原則、損金不算入、さらに発票（日本の適格請求書に相当）がない支払いは全額損金不算入等、日本とは異なる取扱いですので注意を要します。

3. まとめ

日中を比較すれば総論的な枠組みや考え方に大きな差異はないものの、例えば、損金不算入項目や限度額の違い、繰越欠損金の補填期間等の各論的には差異も見られます。また罰金や延滞利息等の取扱いが非常に厳格な点にも留意が必要です。したがって、日本本社としては現地法人の年度業務に対する期限遵守は勿論のこと、現地法人の税務コンプライアンス・リスクを低減すべく、期中の会計・税務処理の適正性にも留意すべきでしょう。

マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。



卷末表：《企業所得税確定申告年度納税申告表 リスト》

表单编号	表单名称	是否填报
A000000	企业所得税年度纳税申报基础信息表	✓
A100000	企业所得税年度纳税申报表主表	✓
A101010	一般企业收入明细表	☐
A101020	金融企业收入明细表	☐
A102010	一般企业成本支出明细表	☐
A102020	金融企业支出明细表	☐
A103000	事业单位、民间非营利组织收入、支出明细表	☐
A104000	期间费用明细表	☐
A105000	纳税调整项目明细表	☐
A105010	视同销售和房地产开发企业特定业务纳税调整明细表	☐
A105020	未按权责发生制确认收入纳税调整明细表	☐
A105030	投资收益纳税调整明细表	☐
A105040	专项用途财政性资金纳税调整明细表	☐
A105050	职工薪酬支出及纳税调整明细表	☐
A105060	广告费和业务宣传费等跨年度纳税调整明细表	☐
A105070	捐赠支出及纳税调整明细表	☐
A105080	资产折旧、摊销及纳税调整明细表	☐
A105090	资产损失税前扣除及纳税调整明细表	☐
A105100	企业重组及递延纳税事项纳税调整明细表	☐
A105110	政策性搬迁纳税调整明细表	☐
A105120	贷款损失准备金及纳税调整明细表	☐
A106000	企业所得税弥补亏损明细表	☐
A107011	符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益优惠明细表	☐
A107012	研发费用加计扣除优惠明细表	☐
A107020	所得减免优惠明细表	☐
A107030	抵扣应纳税所得额明细表	☐
A107041	高新技术企业优惠情况及明细表	☐
A107042	软件、集成电路企业优惠情况及明细表	☐
A107050	税额抵免优惠明细表	☐
A108000	境外所得税收抵免明细表	☐
A108010	境外所得纳税调整后所得明细表	☐
A108020	境外分支机构弥补亏损明细表	☐
A108030	跨年度结转抵免境外所得税明细表	☐
A109000	跨地区经营汇总纳税企业年度分摊企业所得税明细表	☐
A109010	企业所得税汇总纳税分支机构所得税分配表	☐
说明：企业应当根据实际情况选择需要填报的表单。		

出典 URL: [W020250120501717151586.doc](http://www.irs.gov/efile/20250120501717151586.doc)



-
- i マイツグループの各種ニューズレターは以下 URL を参照。
URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)
- ii 以下 URL 等を参照。
URL: [关于印发《企业所得税汇算清缴管理办法》的通知](#)
- iii 以下 URL 等を参照。
URL: [令和6年版 法人税のあらましと申告の手引 | 国税庁](#)
- iv 企業所得税法(第 53 条)を参照。
URL: [国家税务总局政策法规库](#)
- v 原文 URL: [中华人民共和国税收征收管理法_中国人大网](#)
- vi 原文は以下 URL を参照。
URL: [国家税务总局关于优化企业所得税年度纳税申报表的公告](#)
また華南通信 2025 年 3 月号、大連通信 2025 年 4 月号も併せてご参照願いたい。
- vii 以下 URL 等を参照。
URL: [《纳税调整项目明细表》及填报说明](#)
- viii 以下 URL 等を参照。
URL: [r01-05.pdf/令和 6 年 4 月以降に提供した法人税等各種別表関係\(令和 6 年 4 月 1 日以後終了事業年度等分\) | 国税庁](#)
- ix 控除類項目にかかる損金算入限度額の原文
URL: [中华人民共和国企业所得税法实施条例_增刊 2019·1 国务院公报 中国政府网](#)